



Title	沖縄関係/日米協議委員会開催関係(閣議口頭報告用資料   外務省外交史料館レファレンス番号 : nd)
Author(s)	-
Citation	平成27年度外交記録公開(1)   公開日 : 平成27年12月24日   外務省外交史料館管理番号 : A'3.0.0.7-1(194)   CD・DVD番号 : H27-001
Issue Date	
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43726">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43726</a>
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

峇議口頭報告用資料

秘  
無期限

アメリカ局長

参事官

~~条約課長~~

(大臣、閣議口頭報告用資料一案) 米課長

沖縄住民の国政参加問題  
に関する日米両政府間の合意

43.10.9.米北

1. 10月9日の日米協議委員会第15回  
会合において、選挙により選ばれた

沖縄住民の代表を本土国会の審議  
に参加せしめることにつき、原則的合意

に達した。

2. 国政参加の実施のために必要な措置

は、今後、本土及び沖縄において、それぞれ  
の法律に従ってとらえることとする。

この点についても、日米両政府間で沖縄  
住民の要望を考慮し、相互に協力する

ことか合意された。

更に、(1) 沖縄の代表の数を本土相当と

両院

の衆参議員の数と同様に定めること。

(2) 沖絶の代表の権限は、沖絶が米国の

の施政権下にあるという事案の下で、日本  
国法上認めうる最大限のものであること

及び(3) 沖絶の代表の資格、選出方法及び  
法的地位を定める琉球政府の法律

の規定が、本土国會議員に關する本土  
の法律の規定に於てはとすこと

の3案のいずれのことにつき、日米両政  
府の意見の一致をみた。

3. 今回の日米協議委員会の合意  
は、条約や協定のことで、国際約束と

して法的拘束力をもつものではないが、  
日米両政府間の政策の一致を示すもの

~~2. 及び、<sup>3</sup> 従って、米内閣府の上記内容  
に及ぶ政策とあることは、<sup>3</sup> 既に述べた通り。~~

本内閣府は、今後、本土及び沖合の  
各々の法律に従って、具体的に実施を待つ

べき性格のものがある。政府は、  
外交文書による合意の形をとらなければならない。

今後、内閣府のある場合には、日米両政府  
内にて、~~直接~~ 協定することの合意を中とする、  
相互に (加)

~~今後とも、本件、外交文書による  
合意は必要とすべしと考へて、~~

~~特に問題とすべしと考へ、~~ 本件実施の  
ため、~~何等~~ (7) 日米両国に困難

な内閣府の発生を防止すべしと考へる。